

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第5号

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則

香芝市事務分掌規則（平成5年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中	「総務情報課 管財課	総務係 情報係 施設整備係 入札検査係」	を	「総務情報課 協働推進係 人権施策係 工務係 農林係 商工観光係」
総務係 情報係 入札検査係」	に、	「市民協働課 農林課 商工観光課 協働推進係 人権施策係 商工観光係 工務係 農林係」	を	「地域振興課 農林課

第7条総務係の項中第5号を第12号とし、第4号を第11号とし、第3号の次に次の7号を加える。

- (4) 公有財産の整備計画に関する事。
- (5) 公有財産の保険に関する事。
- (6) 普通財産の管理及び処分に関する事。
- (7) 庁舎（他課に属するものを除く。）の管理に関する事。
- (8) 公用車（他課に属するものを除く。）の整備及び管理に関する事。
- (9) 市営住宅に関する事。
- (10) 固定資産台帳に関する事。

第7条情報係の項の次に次の1項を加える。

入札検査係

- (1) 入札参加資格審査に関する事。
- (2) 工事等請負業者の選定に関する事。
- (3) 入札に関する事。
- (4) 工事（軽易な工事を除く。）及び建築設計の検査に関する事。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第15条の見出し及び同条中「市民協働課」を「地域振興課」に改め、同条人権施策係の項の次に次の1項を加える。

#### 商工観光係

- (1) 商工業振興の基本方針に関する事。
- (2) 中小企業等の振興対策に関する事。
- (3) 企業等の誘致に関する事。
- (4) 企業等の新規創業及び設備投資の促進に関する事。
- (5) 産学連携の支援に関する事。
- (6) 商工振興協議会に関する事。
- (7) 香芝市商工会との連絡調整に関する事。
- (8) ふるさとまちづくり寄附に関する事。
- (9) 基幹統計調査に関する事。
- (10) 消費者行政に関する事。
- (11) 計量法（平成4年法律第51号）に関する事。
- (12) 労働関係の資料収集及び調査に関する事。
- (13) 雇用関係に関する事。
- (14) 香芝市シルバー人材センターとの連絡調整に関する事。
- (15) 観光施策の推進に関する事。
- (16) 観光資源の保護及び活用に関する事。

第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条を削り、第18条を第16条とし、第19条から第34条までを2条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。